

平成 12 年 3 月 29 日

## モデル「指定特定施設入所者生活介護」利用契約書

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

### 目次

#### 第一章 総則

- 第 1 条（契約の目的）
- 第 2 条（契約期間）
- 第 3 条（特定施設サービス計画の決定・変更）
- 第 4 条（介護保険給付対象サービス）
- 第 5 条（介護保険給付対象外のサービス）
- 第 6 条（業務の委託）\* オプション条項 \*
- 第 7 条（他の事業者によるサービスの提供）
- 第 8 条（介護の場所）

#### 第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第 8 条（サービス利用料金の支払い）
- 第 9 条（利用料金の変更）

#### 第三章 事業者の義務

- 第 10 条（事業者及びサービス従事者の義務）
- 第 11 条（守秘義務等）

#### 第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

- 第 12 条（損害賠償責任）
- 第 13 条（損害賠償がなされない場合）
- 第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

#### 第五章 契約の終了

- 第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
- 第 16 条（契約者からの中途解約）
- 第 17 条（契約者からの契約解除）
- 第 18 条（事業者からの契約解除）
- 第 19 条（精算）

#### 第六章 その他

- 第 20 条（苦情処理）
- 第 21 条（協議事項）

(以下「契約者」という。)と (以下「事業者」という。)は、契約者が (以下「ホーム」という。)において、事業者から提供される特定施設サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。本契約は、別途作成される入居契約に付随するものとします。

## 第一章 総則

### 第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める特定施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する特定施設サービスの内容(ケアプランを含む)(以下「特定施設サービス計画」という。)は、別紙『(サービス利用書)』に定めるとおりとします。

### 第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条(特定施設サービス計画の決定・変更)

- 1 事業者は、介護支援専門員等に第1条第2項に定める特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 特定施設サービス計画は、計画作成担当者が特定施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、 か月(要介護認定有効期間)に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画作成担当者に、特定施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、特定施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、特定施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、特定施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

#### 第5条（介護保険給付対象外のサービス）

1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 契約者に対する理美容サービス
- 二 教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

2 前項の他、事業者は、（ ）のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前2項に定めるサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### 第 条（業務の委託）\* オプション条項 \*

事業者は、第4条及び第5条に定める契約者に提供するサービスのうち、以下の業務について に委託するものとします。その場合、事業者は、業務の管理及び指揮命令を確実に行うものとします。

- 一（ ）
- 二（ ）

#### 第6条（他の事業者によるサービスの提供）

契約者は、第4条及び第5条に定める事業者の提供するサービスに代えて、別の事業者が提供する通所介護サービス等他の介護サービスを利用することができます。

#### 第7条（介護の場所）

1 事業者は、契約者にとって適切なサービスを提供するために必要な場合には、契約者に対して、その居室の他、介護専用居室又は一時介護室において、サービスを提供することができるものとします。

2 前項の必要性の判断は、契約者の意思を確認し、契約者の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### 第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者はおむつ代等第4条及び第5条に定めるサービスの提供において必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月 日までに支払うものとします。
- 6 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

### 第9条（利用料金の変更）

- 1 第8条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第8条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第三章 事業者の義務

### 第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員と連携し、契約

者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する特定施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### 第11条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、特定施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

### 第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

#### 第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### 第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故

意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

#### 第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

### 第五章 契約の終了

#### 第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

一 契約者が死亡した場合

二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合

三 ホームへの入居契約が終了した場合

四 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合

五 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

六 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

七 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第 16 条（契約者からの中途解約）

1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 日前（最大 7 日）までに事業者に通知するものとします。

2 契約者は、第 9 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

#### 第 17 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約

を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第 18 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 8 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いがか月以上（最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第 19 条（精算）

第 15 条第 1 項により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。その際、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 8 条第 6 項を準用します。

### 第六章 その他

#### 第 20 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 21 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者 住所  
事業者名  
代表者氏名 印

契約者 住所  
氏名 印